身に覚えのない商品の送り付けに注意

消費生活センター　☎443－9078

「突然、自分も家族も注文した覚えのない商品が届いた」という事例が発生しています。

【注文した覚えがないときは】

◇代金引換であってもお金は払わず、宅配業者などに商品の受け取り拒否をしましょう。
◇送り主に連絡しないようにしましょう。
◇商品を受け取った日から、使用せず14日間保管すると、商品を自由に処分できる場合があります。
※　別に暮らしている親族や知人がインターネット通販などで申し込んでいる場合があるので、よく確認しましょう。

不審に思った場合や、トラブルにあった場合、すぐに消費生活センターに相談しましょう。